

正副

事前協議書

(宛先) 箕面市長

- ☐ 都市計画法第29条の規定による開発許可
- ☐ 都市計画法第43条第1項の規定による建築許可
- ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による宅地造成等工事許可
- ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項の規定による土石の堆積工事許可
- ☐ 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定
- ☐ 箕面市まちづくり推進条例

(該当するものの口欄にチェックをつけること)について、以下のとおり協議を申し出ます。

協議申出者 (※) 住所
氏名

開発者住所氏名	TEL									
開発等の区域の名 (地名・地番)										
設計者住所氏名	(担当者氏名) TEL									
開発等の区域の面積	m ²				(うち盛土等の土地の面積) m ²		予定建築物の用途			
市街化区域・市街化調整区域の別	市街化区域・市街化調整区域				予定建築物の延面積		m ²			
用途地域	1種低専・2種低専・1種中高専・2種中高専・1種住居・2種住居・準住居・近隣商業・商業							建築基準法許認可 ()		
その他規制法令等	宅地造成等 工事規制区域	風致 地区	生産 緑地	近郊 緑地	地区 計画	農振法に規定 する農用地区域	自然 公園	鳥獣 保護区		
	内	内外	内外	内外	内外	内外	内外	内外		
	土壌汚染対策法		砂防指定 区域		土砂災害		浸水想定 区域	その他 ()		
	形質変更時要届出区域 又は要措置区域				特別警戒 区域	警戒区域				
	内外		内外		内外	内外	内外	内外		
開発区域が 接続する施設	道路	種類	国道・府道・市道・私道・その他 () (建築基準法第 条 項 号)					排水	雨水 放流先	
		名称	(幅員 m)						汚水 排水先	
開発区域に 含まれる施設	里道 有・無	水路 有・無	都市計画施設 (道路、公園等)		(名称)					
登記事項証明書 の 地 目	宅地 ・ 雑種地 ・ 農地 ・ 山林 ・ その他 ()									
農地転用許可	未 ・ 済 (年 月 日)									
土地の現況	建築物 有・無	土木構造物 有・無	建築物等が 有る場合	用途						
				延面積	80 m ² 以上・80 m ² 未満					
				撤去の有無	有 ・ 無					
開発行為等に 係る工事費	500万円以上 ・ 500万円未満 (工事費は、宅地造成等に係る造成及び工作物等の新設、撤去等の費用の合計で記入)									

(※) 注意事項

- 協議申出者を記名し、の中の事項について記入してください。
(協議申出者は開発者、設計者又は代理人のいずれかとします。)
- この協議書を紛失されますと、再度事前協議が必要になりますので、大切に保管してください。

現場調査	年 月 日	受付
有効期限	返却年月日 (年 月 日) から (1年 ・ 6月)	受付年月日
備考		

年 月 日	指 導 内 容

上記以外については、法令に基づく申請時又は条例に基づく協議時の指導に従ってください。

別表 (添付図書)

	明示すべき事項	縮尺	都市計画法		宅地造成及び特定盛土等 規制法	道路位置指定	箕面市まちづくり推進条例
			第29条	第43条			
位置図	方位 地形 開発等の予定地 周辺土地利用状況 （予定地中心半径300m） 最寄交通機関からの経路 市街化区域、市街化調整区域、 自然公園等の区域	1/2500以上	○	○	○	○	○
現況図	方位、開発等区域の境界 土地の地番、形状、断面 開発等の区域に含まれる公共施設 及び都市計画施設の位置、形状	1/500以上	○	○	○	○	○
土地利用計画図	方位、開発等区域の境界 計画公共施設の位置、形状 予定建築物等の用途、規模、位置 接続道路の種類、名称、幅員 建築敷地境界線、道路後退線	1/500以上	○	○	○	○	○
排水計画平面図	雨水、雑排水、汚水の経路	1/500以上	○		○	○	○
給水計画平面図	給水の経路	1/500以上					○
造成計画平面図 造成計画断面図 造成計画求積図	方位、開発区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面 地盤高 切土又は盛土の別 崖又は擁壁の位置及び形状、種類	1/500以上	○		○	○	○
地籍図（公図）			○	○	○	○	○
証明等	登記事項証明書 （土地及び建物に関する事項）		※ ○	○			○
	土地家屋固定資産税課税台帳証明		※ ○				
	農地転用許可証又は非農地証明 （地目が農地の場合に限る。）		※ ○				
予定建築物の平面図・立面図		1/100又は 1/200	※ ○	○			○
承諾書（開発者と土地所有者相違の場合に限る。）							○
その他必要と認める図書（ ）							

※ 市街化調整区域における都市計画法第29条、その他必要な場合のみ添付